

申告期限
3月15日(水)
まで

市・県民税 の申告は市役所へ

市・県民税は、個人の申告に基づき、平成28年中の所得に対して、平成29年度に課税される税金です。

下記の日程により申告相談を行いますので、お越してください。

※所得税の確定申告書を税務署に提出された方は市・県民税の申告は必要ありません。
※市・県民税申告書の書き方説明会を開催します（本説明会では、個別の申告相談や確定申告に関する説明は行いません）。

問 市・県民税…税務課課税係 ☎ (22) 2111 (内線225)

問 所得税など…信濃中野税務署 ☎ (22) 3151

◆申告相談日程

期日	2月									3月										
	16	17	20	21	22	23	24	27	28	1	2	3	6	7	8	9	10	13	14	15
	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水
対象地区	中野会場 還付申告	中野	日野	延徳	平野	高丘	長丘	平岡	科野	倭	還付申告	中野	日野	延徳	平野	高丘	長丘	平岡	科野	倭
	豊田会場 上今井	上今井	豊津	豊津	豊津	永田	永田	永田	※対象地区の指定日以外でも相談は受け付けますが、混雑を避けるため、できるだけ指定日にお越してください。 ※2月28日(火)からは中野会場のみになります。											

<受付時間> 午前8時30分～午後4時（申告相談の開始は午前9時から）

<相談会場> 中野会場：市民会館1階 45号・46号会議室（控室：44号会議室）
豊田会場：支所2階 大会議室（控室：第2会議室）

<市・県民税申告書の書き方説明会> 会場：市民会館2階 41号会議室
日時：2月13日(月) 午後2時～

3月15日(水)までに、記入した「市・県民税申告書」（電話番号を必ずご記入ください）や「各種証明書」などを税務課までにお送りください。
なお、税務課、豊田支所、北部公民館、西部公民館、永田窓口サービスステーションに設置してある投函箱に投函することもできます（ただし、所得税の確定申告書は投函しないでください）。

※所得税の確定申告書は、信濃中野税務署に提出してください。

👉 郵送でも提出できます

👉 事前に集計を済ませてください
「収支内訳書」を提出する方や「医療費控除」のある方は、必ず事前に、医療機関、薬局ごとに集計を済ませてからお越しください。集計していない場合、集計後に申告相談を受けていただくこととなります。

👉 事前に集計を済ませてください

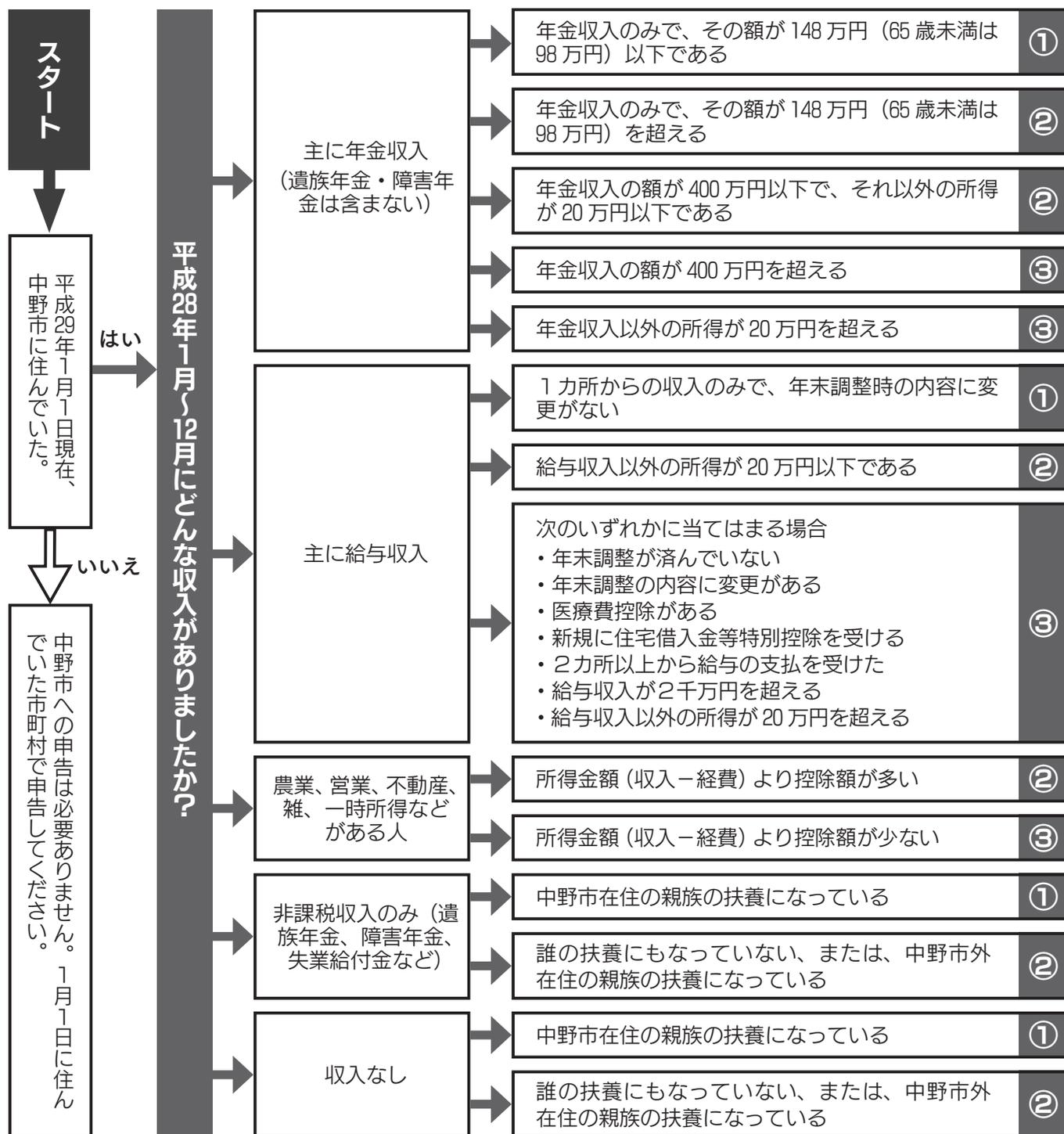
※予約なしでも相談はできますが、予約者優先となります。
予約専用電話 ☎ (020) 13300
受付期間 3月14日(火)まで（土・日・祝日を除く）
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

👉 電話で相談日を予約できます

チェック
☑ 申告・相談の前に確認を!!

申告は必要？ フローチャートで確認しましょう!!

- 平成 28 年度に市・県民税の申告をした方などに「市民税・県民税申告書」を送付しました。
(申告書が届いた方全てに申告義務があるとは限りません)
- 「市民税・県民税申告書」は、市役所税務課、豊田支所の窓口でも配布しています。
- 下記の表は簡易に申告の有無を判断するフローチャートです。不明な点はお問い合わせください。



申告区分

①	市・県民税の申告・確定申告の必要はありません ※平成 29 年度の市・県民税は給与支払報告書、公的年金支払報告書に基づいて計算されます
②	市・県民税の申告をする必要があります (確定申告が必要な場合もあります)
③	確定申告をする必要があります